



飯能双柳北部地区地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 飯 能 市 長

届 出 人 住 所

(事業主名) 氏名 _____

都市計画法第 5 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更



について、下記により届け出ます。

※該当する項目にチェックをする。

記

- 1 行為の場所 _____
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
(2) 建は 築工 物作 の物 建の 築建 又設	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設計の概要		届出部分	届出以外の部分	合 計
		(Ⅰ) 敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
		(Ⅱ) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(Ⅲ) 延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
(Ⅳ) 高さ 地盤面から m	(Ⅴ) 用途				
	(Ⅵ) かき又はさくの構造 高さ m				
(3) 建築物等 の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積				m ²
	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更内容			
摘 要					

- 備考
- 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 - 3. 同一の土地の区域について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。



飯能双柳北部地区地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

(あて先) 飯 能 市 長

届 出 人 住 所

(事業主名) 氏名 _____

都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づき

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更

_____ について、下記により届け出ます。

※該当する項目にチェックをする。

記

- 1 行 為 の 場 所 _____
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
(2) 建は 築工 物作 の物 建の 築建 又設	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ) 設 計 の 概 要		届出部分	届出以外の部分	合 計
		(Ⅰ) 敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
		(Ⅱ) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(Ⅲ) 延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
(Ⅳ) 高さ 地盤面から m	(Ⅴ) 用途				
	(Ⅵ) かき又はさくの構造 高さ m				
(3) 建築物等 の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積				m ²
	(ロ) 変更前の用途		(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更内容			
摘 要					

- 備考
- 1. 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
 - 3. 同一の土地の区域について 2 以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。